

## 注意事項

- 1 この書類は、静岡県知事あてに医療機関の所在地若しくは住所地を管轄する福祉事務所（市役所）を経由して提出してください。（町に所在する場合の提出先は次のとおり。賀茂郡：賀茂健康福祉センター、田方郡・駿東郡：東部健康福祉センター、榛原郡・周智郡：中部健康福祉センター）
- 2 実施する事業の種類ごとに管理者が異なる場合には、管理者ごとに申請書を提出してください。
- 3 貴機関等が指定された場合には、静岡県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

## 記載要領

- 1 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が申請する場合には、その事業の種類及び開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。介護予防事業者、特定福祉用具販売事業者及び特定介護予防福祉用具販売事業者においても居宅介護事業者と同様の取扱いとします。地域包括支援センターが申請する場合には、その開設する地域包括支援センターごとに記載してください。
- 2 「事業所の名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
- 4 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回指定申請する施設又は事業について、該当する欄にすべて「○」を記載してください。
- 6 「既指定の年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについても同様に年月日を記載してください。
- 7 「介護保険法の指定年月日」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日を記載して下さい。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記載して下さい。なお、介護保険法において平成18年4月1日指定があったものとみなされる事業者においては指定等年月日欄に「18. 4. 1」と記載してください。
- 8 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、特定施設入居者生活介護各事業及び認知症対応型共同生活介護の場合に限り、各事業ごとに定めている利用料すべてについて、特に入居に係る利用料とそれ以外が明確に区別されるように記載してください。なお、介護予防認知症対応型共同生活介護と、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については特定施設入居者生活介護と同じ取扱いとします。
- 9 申請者が法人の場合には、法人の名称とともにその代表者の職氏名及び主たる事業所の所在地を記載してください。